

Innovation Trial（高度 IT 技術探索・習得）支援事業
実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、エンジニア等で構成される任意組織（以下、「コミュニティ」という。）や県内企業が、クラウドに関連した技術をはじめ、注目の最新技術の探索・習得を目指す取り組みに対して、島根県（以下「県」という）が開催等を支援することをもって県内 IT 産業の技術力向上を実現することを目的とする。

（支援対象者）

第2条 支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれかとする。

- （1）1年以上継続的に活動している、または今後1年以上継続して活動することが予定されているコミュニティ
 - （2）県内に本社、支社又は研究開発機能を有する法人、又はそうした法人で構成される任意団体（以下、「企業等」という。）
- 2 前項（1）のコミュニティでは、事業執行に関する会計書類、実績等の記録の管理主体が不明瞭である場合は、支援対象者から除外する。
- 3 本条前1項（2）の企業等では、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援対象者から除外する。
- （1）税金や社会保険料等の滞納者
 - （2）民事再生法(平成 14 年法律第 154 号)や会社更生法(平成 11 年法律第 225 号)などの適用中の者もしくは手続開始の申し立てかをなされている者

（支援対象事業）

第3条 支援対象となる技術探索・習得機会（以下、「勉強会」という。）は、県内でコミュニティ、企業等が主体的に開催する勉強会であって、以下の各号の全てに該当するものとする。

- （1）次に例示する最新技術を習得する機会であること。

【カテゴリー】

- ・クラウドコンピューティング（サービス、インフラ関係）
- ・セキュリティ
- ・人工知能、機械学習、データ分析・解析技術
- ・IoT
- ・フィンテック
- ・ドローン
- ・自働航行、自動運転
- ・音声認識、多言語音声翻訳、自然言語処理
- ・他社の提供するサービスに係る技術認証の取得を目指す取り組み など

【要素技術】

- ・サーバーアーキテクチャ、サーバーレスアーキテクチャ
 - ・並列分散処理基盤技術
 - ・P2P リアルタイムコミュニケーション
 - ・深層学習、画像解析
 - ・ブロックチェーン
 - ・ヒューマンセンシング
 - ・通信ネットワーク基盤技術
 - ・その他、県が認める最新技術
- （2）技術習得を目指す者が概ね5名以上参加することが見込まれていること。
 - （3）参加者の3分の2以上が、前条第1項の（1）又は（2）の構成員であり、且つ過半数が技術習得を目指す IT エンジニアであること。
 - （4）探索・習得する技術に関して、高い知見、専門性を有する者を講師として招聘すること。

(支援内容)

- 第4条 前条に定める支援対象事業として、県が適切と認める場合は、講師招聘に関する費用を県が支援する。
- 2 県が支援する費用とは、講師招聘に要する謝金と旅費とする。
 - 3 講師に係る謝金は、原則として1日当たり10万円以内とし、通算5日分を上限とする。
 - 4 講師に対する旅費は、県の旅費規程により算出する。

(支援の申込み)

第5条 支援対象者が支援を受けようとするときは、支援要請書(様式第1号)を県に提出するものとする。

(支援対象の決定)

第6条 県は、第5条の規定による申込みを受けたときは、第2条、第3条及び第4条の各要件を満たしているか精査し、該当すると認める場合は、講師招聘に関する支援を決定するものとする。

(支援報告書の提出)

第7条 支援対象者は、支援の終了後2週間以内に支援状況報告書(様式第2号)を県に提出するものとする。

(講師招聘に関する謝金及び旅費の支払い)

第8条 県は、前条により提出される支援状況報告書等の内容を審査の上、講師に対して支払うべき謝金及び旅費の額を確定し、支払うものとする。

- 2 派遣専門家に対する謝金及び旅費の支払いの時期及び方法について、県の定めるところによる

(支援事業者の責務)

- 第9条 支援対象者は、自助努力により事業を着実に実施し、成果の向上に努めなければならない。
- 2 支援対象者は、事業完了後においても、県から各種資料等の提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。
 - 3 支援事業者は、事業執行に関する会計書類、実績等の記録を当該助成事業の完了した日の属する会計年度から5年度の間保管しなければならない。

附 則 この要項は、平成28年11月4日から施行する。